

平成 25 年度 第 4 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 98 号

平成 25 年第 3 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 11 月 29 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 25 年 12 月 10 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 25 年度第 4 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 25 年 12 月 20 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番	川 西 米希子	2 番	田 岡 秀 俊
3 番	合 田 正 夫	4 番	白 川 正 樹
5 番	本屋敷 崇	6 番	関 洋 三
7 番	白 川 年 男	8 番	白 川 皆 男
9 番	大 西 樹	10 番	藤 田 昌 大
11 番	三 好 勝 利	12 番	大 西 豊
13 番	川 原 茂 行	14 番	高 木 堅
15 番	欠 員	16 番	大 岡 克 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

9 番	大 西 樹	10 番	藤 田 昌 大
-----	-------	------	---------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課長	高 橋 守

○大岡克三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○大岡克三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大岡克三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の12月定例会の運営に関する報告を申し上げたいと思います。

去る12月19日、午後2時より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会の委員5名が出席し、慎重に審議いたしました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

- 日程第 5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第 6 P F I 事件対策特別委員会の委員長報告 P F I 事件対策特別委員長
- 日程第 7 議案第 1 号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議案第 2 号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 3 号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 1 0 議案第 4 号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 1 1 議案第 5 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 認定第 6 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 8 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 4 号）
- 日程第 1 5 議案第 9 号 平成 2 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度まんのう町診療所特別会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第 2 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第 2 号）

日程第 2 1 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後 2 時 4 0 分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大岡克三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大岡克三議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、9 番、大西樹君、1 0 番、藤田昌大君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大岡克三議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、高木堅君。

○高木堅教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月16日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号から第7号、議案第9号から第11号、議案第14号の7議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり、審査を行いました。

議案審議に入る前に、議案第5号から7号に関連して指定管理者を予定している「社会福祉法人 正友会」の施設長と事務局長を招集し、福祉サービスの実施状況や経営方針、地域との交流等についてヒアリングを行いました。

委員からは災害時における協定や買い物支援事業、施設の運営や修繕状況などについて質疑がありました。

次に、議案第5号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、執行部より町内において同様の複数の施設を安定的に経営していること、豊富な実績と質の高いサービスを提供していること、地元ボランティアとの連携や地域支援体制が確立していることなどから「社会福祉法人 正友会」を公募によらず指定したいとの説明がありました。

委員より、指定管理者審議会の開催状況や内容について質疑があり、執行部より、2回の開催で、指定管理者評価委員会の評価、香川県福祉サービス第三者評価の結果をもとに正友会にヒアリングをし、答申に至ったとの答弁がありました。

次に、議案第6号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、議案第7号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についても執行部より同様の説明がありました。

委員より、指定期間を5年とすることや施設の老朽化に伴う修繕等について質疑があり、執行部よりそれぞれ答弁がありました。

次に、議案第9号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)、議案第10号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案(第1号)、議案第11号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算案(第1号)、議案第14号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案(第2号)について、執行部より、人事異動と給与削減等によりそれぞれ補正をするものであるとの説明でございます。

以上、付託されました議案について、それぞれ質疑がありましたが、執行部より説明があり、各委員、理解し了承されたものと思います。

次に、議案第8号 平成25年度一般会計補正予算案（第4号）の教育民生常任委員会関係部分について、委員会で質疑を行いましたので、その報告を行います。

人件費関係の補正については、人事異動と給与削減等に伴うものであること。障害者福祉費の増額については、障害者自立支援法等の改正に伴う既存システムの再構築に係るものであること。児童福祉総務費・児童措置費の増額については、児童数の増加に伴うものであること。学校管理費の増額については、四条小学校ランチルーム・体育館倉庫の雨漏りを塗膜防水により修繕したいと考えていること。学校建設費の増額については、四条小学校の空調機器工事の設計を行うこと。国から東日本大震災で屋内運動場の天井落下被害が多発したため屋内運動場の吊り天井を撤去するよう指導があったことから、該当する4カ所の小学校体育館の吊り天井を撤去する必要がある、地域開放の関係から、先行して満濃南小学校と仲南小学校の体育館を行う予定で、その撤去工事の設計業務を委託したいとの説明がありました。

委員より、体育館の吊り天井を撤去するだけなら設計を委託する必要はないのではないか、また四条小学校のランチルームや体育館倉庫の雨漏りの修繕はカバー工法のほうがメリットがあるのではないかと、工法等について十分に調査すべきであるとの質疑があり、意見がございました。

以上、付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第7条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、全会一致で可、議案第6号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、全会一致で可、議案第7号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について、全会一致で可、議案第9号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）、全会一致で可、議案第10号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案（第1号）、全会一致で可、議案第11号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算案（第1号）、全会一致で可、議案第14号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第2号）、全会一致で可とすることで意見の一致を見たわけでございます。

以上が付託案件審査の報告でございます。

その後、委員より、仲南地区幼児教育施設の設計者の選定方法と選考過程について説明を求め、執行部より、施設の基本・実施設計業務を公募型プロポーザル実施要領に基づき執行したところ、最終的に3社の参加表明があり、副町長を委員長とする8名で構成した仲南地区幼児教育施設プロポーザル審査委員会にて、一次審査・二次審査が行われ、最も評価点の高かった真鍋令建築設計事務所が選定され、教育委員会に答申があり、決定したとの説明がございました。

委員より、設計・施工に伴い、執行部が独自に設計士を雇い、監視を行うべきであるとの意見がありました。

また委員より、公募段階で幼保の職員室を一体化させていることから、さきの委員会の説明と矛盾するのではないかとの意見がございました。

次に委員より、障害者自立支援給付等の裁判の経過と今後の予定について報告を求め、執行部より説明がありました。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告にかえさせていただきます。終わります。

○大岡克三議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5 番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 何点かお願いします。

まず、指定管理の部分ですけども、委員長報告の中で施設の老朽化に伴う修繕等について質疑がありとありますけども、その部分をちょっと詳しく教えていただきたいというのが1点。

次が、補正予算の介護保険特別会計のほうですね、これ、初日の付託のときにも話したんですけど、産休のための減額だったという話ですけども、詳しいところまでは初日だったんでいかなかったんですが、産休で人員が減るのであれば、かわりの人員を確保すべきだったのではないかというような意見が委員会の中でなかったのか、それが1点。

あと最後にですね、これも初日にお話しさせていただいたんですが、仲南地区の幼児教育施設の設計がプロポーザルで決まったという話ですけれども、その部分を、プロポーザルで決まった部分の資料ですね、点数等々が入った資料をくれないかという話はしとんですけれども、それは出てきたのか、さらには僕らのほうには提出してくれるのか、その3点お願いします。

○大岡克三議長 14番、高木堅君。

○高木堅教育民生常任委員長 介護の件ですけど、委員会では当然、その件については話、十分意見が出ました。当然そういうことを補充してやってもらいたいということで、十分申し入れております。

なお、修繕費の件ですが、大規模な分ですね、そのときにあるときは十分に執行部も調査して考えて、なおかつ、その段階で事業者のほうが負担する分に関しては、もっと考えてくれなったら困ると、これはもうしつこいぐらい委員会でも言うてありますし、この間の委員会でも十分詰めております。

なお、一番関心があるかと思いますが、仲南のこども園の、通称こども園の今後実施するであろうと予定している件ですが、その件については、副町長が委員長としての、今とっておりますが、先ほど報告したとおりでございますが、それだけではいけないと、当

然やはり町独自以外で第三者的にやはり入れて、十分に審査していかななくてはならないというような意見を強く申し出ておりますし、なお、町のやはり専門的なあれでない立場でおったんでは、今それこそ大きい我が町のPFI事業の事件等の問題も起きておりますので、当然、また同じようなことを繰り返してはいけないということで強くこれは申し入れております。

なお、本屋敷議員さんが今言われたように、この件については、委員会、教民の委員会だけは十分そら、特に委員会のほうへ言うてもらわな、詳細については説明してもらいますけど、なお、全員協議会で資料等々、きょう、我々この間の委員会で渡された資料等々、また図面等々については、全員協議会、各委員さんに、議員さんに十分説明し、なおかつほかの議員さんの意見も十分聞いてくれと、よく聞くようにするようにしてくれということで委員会のほうも申し入れております。以上です。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大岡克三議長 日程第４、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る１２月１７日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長出席し、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

１２月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第１２号、議案第１３号の２議案で、本会議に引き続き執行部より詳細な説明があり、慎重に審査をいたしました。

議案第１２号 平成２５年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第２号）、議案第１３号 平成２５年度まんのう町下水道特別会計補正予算案（第１号）については、人事異動と給与削減についての説明がありました。

次に、議案第８号 平成２５年度まんのう町一般会計補正予算案（第４号）の建設経済常任委員会関係部分について委員会で質疑等を行いましたので、報告を行います。

まず、かりんの里づくり事業費の増額補正については、物産館の窓枠の修繕を行いたいとの説明があり、委員より、閉館中の物産館・かりん会館等の施設と満濃池を中心とした観光資源を効果的に連携させ、また、ボランティアガイド等の人材育成にも一層力を入れていくべきであるとの意見がありました。

次に、農林水産業費につきましては、人事異動や給与削減のほか、農業振興費で3地区の集落営農法人設立の補助等に伴う補正について、また農地費では、ため池ハザードマップ作成委託業務をプロポーザル方式で発注すること、中山間事業の事業量の増加に伴う増額について、農村環境改善センター費では、エレベーターのバッテリー交換と街灯・雨どいの修繕について、林業費では、公有林の施業計画の見直しによる委託料の減額と作業道の開設に伴う工事費について、民有林の造林事業の事業量見込みによる減額と森林組合が購入するバックフォアの補助金について説明がありました。

委員より、集落営農法人設立の補助について数に制限は設けてないのかとの質疑があり、執行部より、法人登記され申請があったものは対象となるとの答弁でありました。

また委員より、満濃農村環境改善センターの壁面タイルが脱落している件について、立ち入りを制限するだけでなく、万一の事故に備え、防護ネット等を設置してはどうかとの意見があり、執行部より、老朽化した施設全体の調査を次年度行い、大規模改修を予定しているが、歩行者の安全確保に努めたいとの答弁でありました。

また委員より、民有林の造林事業費が減額になったことから、間伐等の指導は行っているのかとの質疑があり、執行部より、森林整備に重点を置いて計画的に森林組合と推進していきたいとの答弁でありました。

また委員より、ため池ハザードマップ作成業務の委託について、技術や実績を十分精査した上で慎重に業者選定を行うよう意見がありました。

次に、商工費・土木費では、人事異動や給与削減のほか、道路橋梁維持費で琴南地区2路線、仲南地区4路線の道路修繕を行う予定であること、公園費で、かりんの丘公園の芝刈り機と排水路の修繕を行う予定であること、住宅環境整備費で、民間住宅の耐震診断2件、改修3件分の補助を見込んだことの説明がありました。

以上、質疑を行いました。答弁があり、建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し、了承したものとします。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第12号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第2号）、全会一致で可、議案第13号 平成25年度まんのう町下水道特別会計補正予算案（第1号）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、その他として、委員より、ため池ハザードマップについて、住民や消防署・社会福祉協議会等の関係者と横断的に情報を共有できる仕組みをつくるべきであること、被害想定は現実的な条件を加味して行うべきであるとの意見がありました。

また委員より、過去に行った公共工事について、設計施工が適正に行えていたのか調査をする必要があるのではないかと意見がありました。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

日程第５ 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大岡克三議長 日程第５、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る１２月１８日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、教育民生常任委員会副委員長、建設経済常任委員会委員長、議長同席のもと、執行部より町長、副町長、所管課長全員が出席し、総務常任委員会を公開にて開催しました。

１２月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第１号から議案第４号、議案第８号の５議案であります。

初めに、教育民生常任委員会副委員長、建設経済常任委員会委員長より、議案第８号 平成２５年度まんのう町一般会計補正予算案（第４号）の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明があり、各委員より質疑、意見がありましたので、報告申し上げます。

議案第１号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第２号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第３号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第４号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定について。

執行部より、辺地とその他の地域との生活文化水準の格差是正を図るため、公的施設の整備と利便性の向上を目的に、道路整備や消防屯所の建設を計画しているとの説明があり、委員より、水道整備がおこなわれている地域が抱えている水問題は深刻で、財源的に有利な辺地対策事業債を利用して対策を検討するよう意見がありました。

また委員より、消防屯所の建設については、公共施設の統廃合を含めた合理化と適正配置の観点から、十分検討を重ね執行するよう意見がありました。

議案第８号 平成２５年度まんのう町一般会計補正予算案（第４号）については、人件費関係では時間外手当が増額されていることについて質疑があり、執行部より、ワークシェアリング等により職員が持つ事務量の平準化を行うなどして超過勤務の防止を図っているが、特定の部署で恒常的な残業が発生しているとの答弁があり、委員より、事務量や人員配置、残業時間等を委員会に報告するよう意見がありました。

また、庁舎内情報ネットワークシステム保守点検委託料の減額について詳細な説明を求め、執行部より、P F I 事業により中学校と小学校のネットワーク管理が分離されたことからサーバー管理費が減額となったとの説明がありました。

また、職員用パソコン整備業務委託料の補正について質疑があり、執行部より、ウインドウズ X P のサポートが終了することから、ウインドウズ 7 に切りかえ、再利用可能な機器以外でデスクトップ型 1 0 0 台、ノートブック型 2 0 台を購入したいとの説明があり、委員より、機器の仕様に対して見込み額が高過ぎるのではないかと、長期の使用に耐えられるよう高性能なものを購入したほうがよいのではないかと、使用済みパソコンに処分費を払うのなら住民に払い下げてはどうかとの意見があり、執行部より、仕様や処分方法について検討したいとの答弁がありました。

また、仲南支所周辺整備工事実施設計等委託料の計上について、執行部より、予定している仲南幼児教育施設の建設に伴い駐車スペースが減少することになり、仲南支所周辺整備検討委員会から、8 月に提出のあった提言書に基づき解体するプールの跡地を駐車場として利活用する等の計画を立てており、幼児教育施設建設工事着工までに利用者のための駐車場を確保したい。また、そのための設計委託を行いたいとの説明がありました。

委員より、議会側に検討委員会の協議内容や提言書・答申書等の資料提出がないため判断資料が不足していること、仲南支所周辺整備計画は検討委員会の最終答申を待って策定し議会に諮るべきであること、順番として仲南地区全体の整備計画を作成した上で教育施設や駐車場の位置・規模等を設定するべきではないかととの意見があり、執行部より、プール跡地等の整備は設計段階で議会に資料を提示するなど手順を踏んで計画を行いたいとの答弁がありました。

また防災対策費の増額については、全国瞬時警報システムの自動起動機のオペレーティングシステムの更新や無停電電源装置の取りかえを行い、システムの高度化と誤作動の防止を図りたいとの説明がありました。

以上、委員より質疑がありましたが、執行部より答弁があり、各委員、理解し了承されたものと思います。

付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告します。

議案第 1 号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可、議案第 2 号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可、議案第 3 号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可、議案第 4 号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可、議案第 8 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 4 号）、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 10番、藤田ですが、委員長報告の中で具体的ないい報告がありましたので、ちょっと確認だけしておきたいと思うんです。

その中で、委員より、水道設備がおくれている地域を抱える部分ということがありましたので、この部分、多分勝川地区のことだろうと思いますけれども、そのちょっと確認だけして、参考資料の中で第2条の第2の分で、飲料施設供給施設等というのがありますよね、多分ここに係る質疑だったと思うんですけれども、ちょっとその確認だけ、建設経済常任委員会の中で水道施設の報告がなかったもので、できたら、その質疑だったと思うんで、ちょっと御報告をお願いしたいんと、もう一つは、特定部署での恒常的な残業が発生しているということがありましたで、ちょっとこれ非常に困るものでありますので、具体的にどういうことなのか、そして、ちゃんと処理されているのか、それだけちょっと御報告願いたいと思います。以上です。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 水道設備については、おくれている地域があるので、そういうことを先行していただきたいという意見でありました。

それともう1件のほうは、残業時間につきましては、やっぱり人事配置の面において、そのときに考慮すべきでないかということと、委員会としては、具体的に残業時間を報告していただきたいということと、タイムスタディもとっていただきたいということで、資料の提出を受けて、今後検討する予定にしております。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ちょっとピントが合わんですが、辺地にかかわる部分で、なっとんが、多分、委員の中で地元の議員がおりますので、こういう意見が出たんだろうと、そしてまた要望も聞いておりますので、はっきり言いますと、勝川辺地にかかわる部分の議案第3号の中で水道設備がおくれている地域が抱える問題はということで具体的に出たんじゃないかと思って、その確認だけしたわけでありまして、その確認だけさせてくれたら、何ちゃでないんですが、それともう一つは、残業場所がどこの部署であって、どういう事案であったかだけでいいんですよ、具体的に言うてくれたらそれでいいんですから、委員長、それだけ回答してください。以上です。難しいことは聞いてませんから。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 辺地ということはいろいろ、道路がついてないとか水道がついてないとか、いろいろ規定の中で、全体的に水不足があるのについては、有利な辺地債を使っていただきたいということで、勝川地区と…

〔「勝川言うてくれたら、それでええんや」と呼ぶ者あり〕

○大西豊総務常任委員長 辺地に係る分について、勝川も川奥も含んでいるということです。

それと、先ほど残業時間については、管理職等もあるので、全体的に考えて調査をして報告していただきたいということで、具体的な課は出ておりませんので、今後そういうことにも、資料を出していただくということでお願いしております。

○大岡克三議長 10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 今の回答の中で、管理職等言うたけど、管理職、残業手当はないでしょう。それ、ちょっとおかしいということですんで、普通の職員だけやったら残業手当はいですけども、管理職には残業手当はつきませんので、委員長、それちょっと報告間違いだろうと思いますので、もういいですから、そういったことは多分報告はしてなかったと思いますけれども、やはり、残業という部分が非常に、僕は今一番考えているのは、サービス残業がなくならないかん状況なので、今、非常に職員数が減ってます。そういった中では、どうしてもアンバラがようけあるんと、もう一つは、それぞれ労働者の質もございまずので、余り言えませんが、やっぱりむやみやたらに超過勤務手当を出したらええもんとは違いますけれども、それはもう管理職の裁量の中できちっとやっていただけたらと思いますので、極力、残業手当は出さなんだとか、そういう報告はしないように委員会にはお願いしたいと思います。もうそれ結構ですから。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、本屋敷崇君は総務常任委員会に所属ですけども、特に発言を許します。

5番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 済みません、総務委員会ですけども、委員長報告の中で曖昧な表現をされておりますので、ちょっと委員として、そこはきちっとしといていただかんと困るということだけを確認させていただきます。

パソコンの部分について、検討したいって最後なとるんですね。これ、検討したいではないはずです。検討した結果を委員会に報告するという部分ですから、検討したいだけじゃ、検討して、しなかったら、それで終わりかという話ではないということを委員会で話しとるということだけですね。

それとあと、仲南地区の設計段階でというの、この設計段階でって、すごく曖昧ですから、設計に入る前にという話だったと思いますので、そこら辺の字句の部分だけの確認でするので、よろしくお願いします。

○大岡克三議長 12番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 ちょっと休憩をお願いしたい、確認したいと思いますので、休憩をお願いします。

〔「休憩せんでええやないですか、そうです言うたら終わりやん」と呼ぶ者あり〕

○大西豊総務常任委員長 ちょっとお願いします。休憩をお願いします。

〔「委員長が言いよるけん、したらええやん。ほかの者が言うことない」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 議場の時計で１０時３０分まで休憩します。

休憩 午前１０時１５分

再開 午前１１時３０分

○大岡克三議長 それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。

先ほどの本屋敷議員の質問に対する委員長の答弁を求めます。

１２番、大西豊君。

○大西豊総務常任委員長 先ほど、本屋敷議員の質問したとおりでございます。

○大岡克三議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第６ ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告

○大岡克三議長 日程第６、ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

ＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

ＰＦＩ事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇ＰＦＩ事件対策特別委員会委員長 それではＰＦＩ事件対策特別委員会の委員長報告を行います。

１２月１３日、１４日、１５日の３日間、特別委員会を行いました。

まず１３日は、１５日に開催する町民に対する委員会報告会の進め方を委員会内で協議しました。

時間配分や役割分担などを協議し、質問に対する委員会共通認識の確認などを行いました。

１４日には、第三者の専門家調査業務の一環として、ＰＦＩ事業で整備した満濃中学校、町民体育館、図書館、プール棟のコンクリート強度試験に伴うコンクリートのコア抜き業務の立会を町民公開のもと行いました。

コンクリートの強度試験は耐震診断等でも行われ、今回整備した建物のコンクリート強度が設計強度に足り得るものかを調べるものであり、今回整備した建物が、時間がなかったことや、町民から雨降りや寒い中でのコンクリート打設の指摘もあり、現在、書類での調査を行っている状態ですが、コンクリート強度は先に調べておこうということで、今回の調査に入っています。

調査の箇所としては１７カ所、建物の各階で２カ所を基本として、図書館２カ所、体育館４カ所、プール３カ所、学校８カ所の計１７カ所のコア抜きを行いました。

今後、今回採取したコンクリートコアを２０日、本日に強度試験を行います。

１５日には、１３時３０分より本庁３階大会議室にて、委員会による町民報告会を行い

ました。

今回、町民報告会を開催した理由としては、11月19日、20日に行われた議会報告会において、各会場でもPFI関連の質問が多く寄せられたこともあり、特別委員会としても、町民の多くの方の疑問に答える機会を持つ必要があるということで開催することに決まったものです。

当日は、3階の大会議室がいっぱいになる住民の方に参加していただき、まず初めに、今回の調査委員長である高知工科大学の中田慎介教授に、今回の調査のポイントを一般的な建築の話を織り交ぜながらお話しいただいた後、住民の皆さんの質問に答えていただきました。

その後、中田教授が時間の都合上退席された後、特別委員会が住民の皆さんの疑問に答えました。

今後、住民の皆さんの疑問や質問に答えるために特別委員会宛にメールもしくは議会事務局に届けていただきましたら、委員会内で調査委員会の意見も聞きながら答えるようにしたいと思っていますので、疑問等がありましたら、気軽にお聞かせいただきたいと思います。

以上で、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○大岡克三議長 これをもって、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 議案第1号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について

○大岡克三議長 日程第7、議案第1号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について

○大岡克三議長 日程第8、議案第2号 本目辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 本目辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について

○大岡克三議長 日程第9、議案第3号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定について

○大岡克三議長 日程第10、議案第4号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 川奥辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 5 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

○大岡克三議長 日程第 1 1、議案第 5 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

○大岡克三議長 日程第 1 2、議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 7 号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

○大岡克三議長 日程第 1 3、議案第 7 号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 7 号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 8 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 4 号）

○大岡克三議長 日程第 1 4、議案第 8 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 4 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号 平成 2 5 年度まんのう町一般会計補正予算案（第 4 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 9 号 平成 2 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）

○大岡克三議長 日程第 1 5、議案第 9 号 平成 2 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案（第1号）

○大岡克三議長 日程第16、議案第10号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算案（第1号）

○大岡克三議長 日程第17、議案第11号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算案（第1号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 平成25年度まんのう町診療所特別会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第 2 号）

○大岡克三議長 日程第 1 8、議案第 1 2 号 平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 2 号 平成 2 5 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 9 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案（第 1 号）

○大岡克三議長 日程第 1 9、議案第 1 3 号 平成 2 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案（第 1 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 3 号 平成 2 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算案（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第 2 号）

○大岡克三議長 日程第 2 0、議案第 1 4 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 4 号 平成 2 5 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算案（第 2 号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 閉会中の継続調査について

○大岡克三議長 日程第 2 1、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において当該所管事務調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大岡克三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成 2 5 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 1 0 時 4 7 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員